

2021年の欧州通信業界の展望



(株) KDDI総合研究所
フューチャーデザイン1部門
岡野 佳代

■ 情報通信政策全般

- EECCは、2020年12月21日が**国内法化期限**だが、新型コロナ影響もあり遅延。多数の加盟国にて2021年に持ち越し。
- EECCにより各国で**ブロードバンドユニバーサルサービス**が導入され、特にルーラルのギガビット網展開が促進される。
- **Brexit**は、移行期間終了直前にようやく合意し**ノーディール回避**。**通信事業者やユーザーにも大きな影響はない**。
- **AI戦略**は、**ハイリスク分野に焦点**を当てた規制アプローチを検討中。2021年1~3月に立法提案予定。
- **データ戦略**は、EU特有の問題である「データの断片化」に対応し、**官民のデータ共有を促進**。2021年中に立法提案予定。
- 情報保護関連では、2017年以来遅延が続く**eプライバシー規則**は、目途が立たないまま2021年も**合意努力を継続**する。

■ 5G関連動向

- 商用サービスは2020年12月時点でEU28か国中（英国含む）19か国が開始。周波数割当の進捗は2020年9月末時点で全体の26%。新型コロナ影響等により**顕著な遅れ**。欧州の国際競争力の観点でも**早急な5G網整備が必要**。
- セキュリティ対策では、中国サプライヤの取扱いを巡り2021年も綱引きが想定され通信事業者の負担が増す。

■ プラットフォーム・競争法

- EU各国で**独自のデジタル課税**が進む一方で、OECDレベルでの合意を図る。結果次第で米国との課税応酬が懸念される。
- 欧州委員会が**デジタルサービス法・デジタル市場法**を2020年12月に採択し、2021年初頭から欧州議会等で審議予定。
- 英国、ドイツでも競争促進政策が進む。**2021年は欧州においてプラットフォーム政策が大きく進展**すると想定。
- **英国3UK・O2合併**の欧州委員会による阻止を違法とした欧州司法裁判所判決について、今後、最終司法判断が下される。時期は未定。結果次第では、日本の通信政策（特に4to3合併）への影響も考えられる。

■ 欧州電子通信コード（EECC : European Electronic Communications Code）

- ・ 2015年に発表したデジタル単一市場戦略の一環として、近年の情報通信技術の進展に対応するため旧4指令を一本化した通信法制改革。**2020年12月21日までに各加盟国で国内法化される予定であったが、遅れが生じている。期日通り国内法化完了は5か国のみ。**多くの加盟国で2021年に持ち越された。
- ・ 本指令のポイントの一つは、**EUレベルでブロードバンドユニバーサルサービス義務が導入されたこと。**BBインフラ整備が一層重要となるが、特にルーラル地域での展開が道半ば。2020年末時点で30Mbps接続人口カバー率100%の目標に対し、2019年央時点でも60%。2021年中の達成も厳しいとみられる。

■ Brexit（英国のEU離脱）

- ・ 2020年1月末にBrexitを果たしたものの、同年12月末の移行期間終了までにEUとの貿易協定締結・発効が必要だった。**長らくの混乱を経て12月24日ようやく合意し、ノーディールは回避。**
- ・ 一方、通信への影響については2020年10月、ノーディールの場合も、通信法制枠組みが継続運用可能なよう二次立法が発効することが確認されており、**通信法制枠組下の事業者や消費者保護的な要素には大きな影響がない**との想定だった。英国通信事業者は、2021年1月以降もEU内での越境通信サービスの提供が引き続き可能である。
- ・ **セキュリティ・データ保護関連では6か月期限の暫定合意が成立。EUから英国に個人データを移転するためには、GDPR（一般データ保護規則）に基づき、英国がEUから充分性認定を受けなければならないが、正式決定は2021年に持ち越された。当面は既存のしくみを継続することで混乱を回避。**

■ AI戦略

- 欧州委員会は2020年2月、AI戦略を公表し、AIの利用分野及び生命・身体などに与えるリスクに応じて、**ハイリスク分野への対処に焦点を当てた規制**を行うべきとの考え方を示した。次いで7月、AI規制の政策案として、ソフトウェア規制（立法措置無し）、立法による任意の基準、立法による義務的な要件設定、及びこれらの組み合わせを示した。
- これらを踏まえ、欧州委員会は**2021年1～3月に立法提案を行う予定**。ただしEUのAI戦略の中では、そもそもAIとは何か、特にハイリスクAIとは何か、など**規制対象の定義が未だ明確になっておらず**、日本のAI関連企業への影響も懸念される。引き続き動向を注視する必要がある。

■ データ戦略

- 欧州委員会は2020年2月、AI戦略と同日にデータ戦略を公表し、EU特有の問題である、**データの断片化※**に対処し、**流通と利用可能性を高め、競争力を高める**考えを示した。次いで11月、データガバナンス法（DGA）を提案し、**官民で機密性の高いデータの二次利用を可能とするための枠組**を定めるとともに、**データ媒介者の禁止行為・監督枠組**を示した。
※ここでは、EU加盟国間でデータ保護の法的枠組が異なるため、EU内で自由にデータを流通／利用できないことを指す。
- これらを踏まえ、欧州委員会は2021年中にオープンデータ指令のもと、**公共セクターデータに関する実施法の採択（2021年1～3月）、官民のデータ共有インセンティブを提供するためデータ法の提案（2021年中）を行う予定**。

■ eプライバシー規則 (ePR)

- 2017年1月に欧州委員会が規則案を発表して以来、**成立の遅延が続いている**。2020年7月以降、EU理事会議長国がドイツとなり進展が期待されたものの、**ドイツが提示した改定案は制限的すぎる**として合意に至らなかった。**2021年も引き続き合意に向け取組む**こととなる。
- これまでOTTは電子通信サービス (ECS) ではないとされ、ユーザデータ処理に関して通信事業者のような厳しい制約を受けてこなかった。2021年から本格施行されるEECCでは、OTTの通信アプリもECSの範疇に取り込まれる。よってOTTも通信事業者と同等の制約を受けることになるが、ePRが成立しない場合は違法コンテンツ (児童ポルノ等) 検閲を継続できなくなるため、これを回避するために欧州委員会が暫定的な立法提案を行っている。

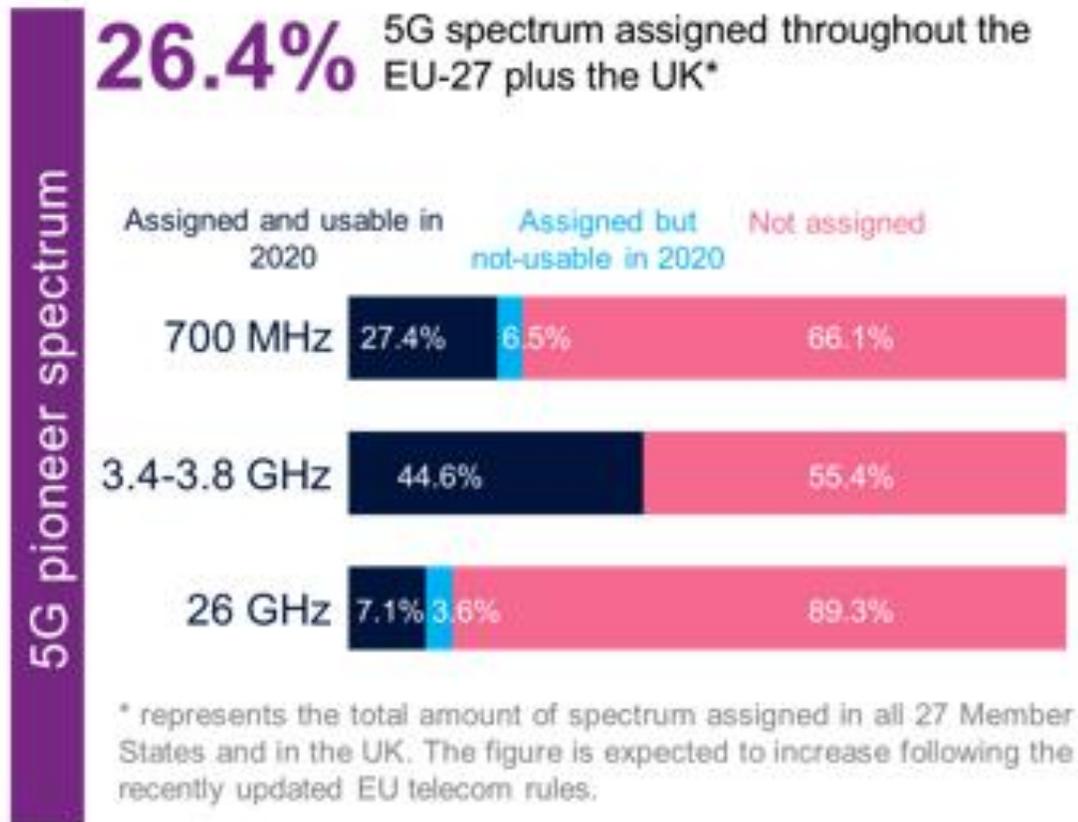


(出典) European Commission

■ 5G

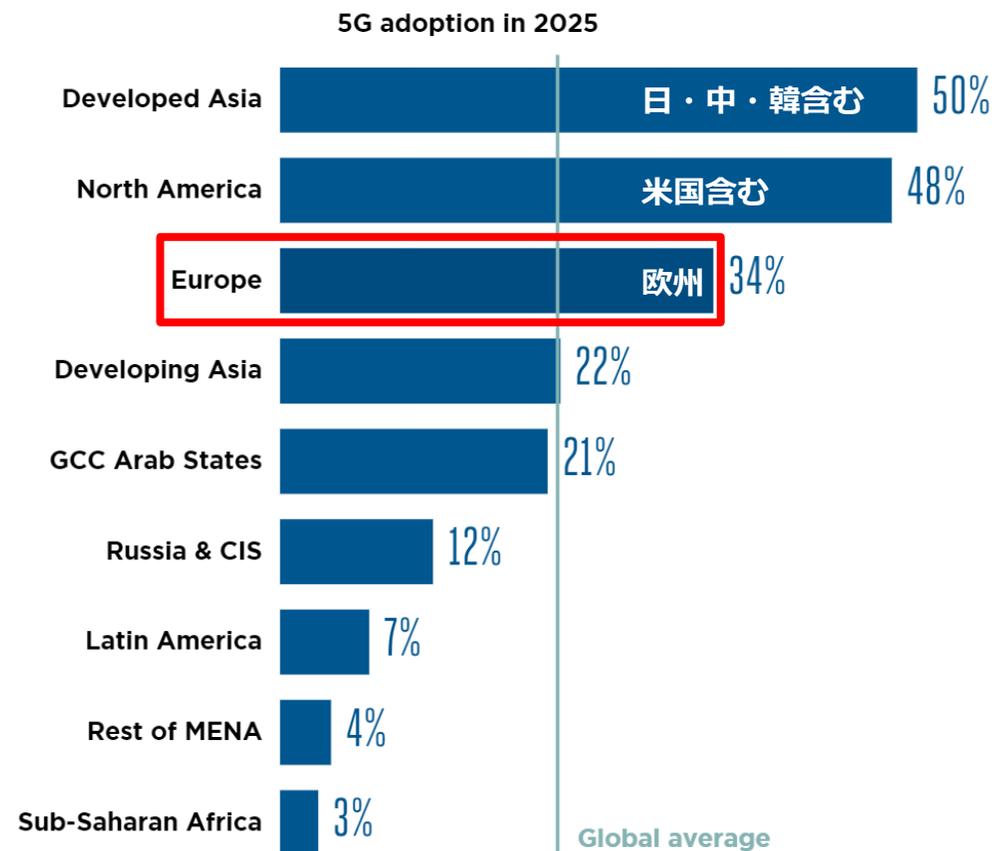
- EU目標では、2020年末までに全EU加盟国で**5G商用サービスを開始**することとなっていたが、**2020年12月時点、28か国（英国含む）中19か国**。フランスは11月末に開始し、2020年内に辛くもEU主要国は開始済となった。残る国には、ポルトガル、ギリシャ等が含まれる。
- **5G周波数割当についても途上**であり、2020年9月末時点で使用可能なのは全体の26%。特に準ミリ波帯（26GHz）はわずか7%（イタリア、フィンランドのみ）。新型コロナウイルスの影響もあり、多くの国が2021年に周波数オークションを延期した。
- 2020年1月、欧州委員会は5Gの**セキュリティリスク対策ツールボックス**を承認した。加盟国が5G機器サプライヤのリスクプロファイルを評価し、高リスクと考えられるサプライヤを制限する。英国、フランス、スウェーデン、フィンランド等が中国サプライヤの禁止を決めた。中国サプライヤも訴訟等で応戦している。**2021年もこのような綱引きが想定される**うえに、通信事業者は既存機器の置換え等の対策が必要。
- このような状況から、欧州は、超高速、低遅延、多数同時接続など、5G本来の特性を生かしたサービスの導入によるマネタイズの実現、産業競争力強化に向けた活用や、仮想化・オープン化の流れに乗り切れていない。GSMA推計によると、欧州の2025年時点の5G普及率は34%と予想されている。（中国、日本、韓国、米国では約50%）**欧州は5Gで明確に後れを取っていることを認識し、2021年もキャッチアップの努力を続ける必要がある。**

■ EU（英国含む）の5G周波数割当状況 （2020年9月末時点）



（出典） European Commission

■ 2025年の5G普及率（推計）



（出典） GSMA資料を基にKDDI総合研究所作成

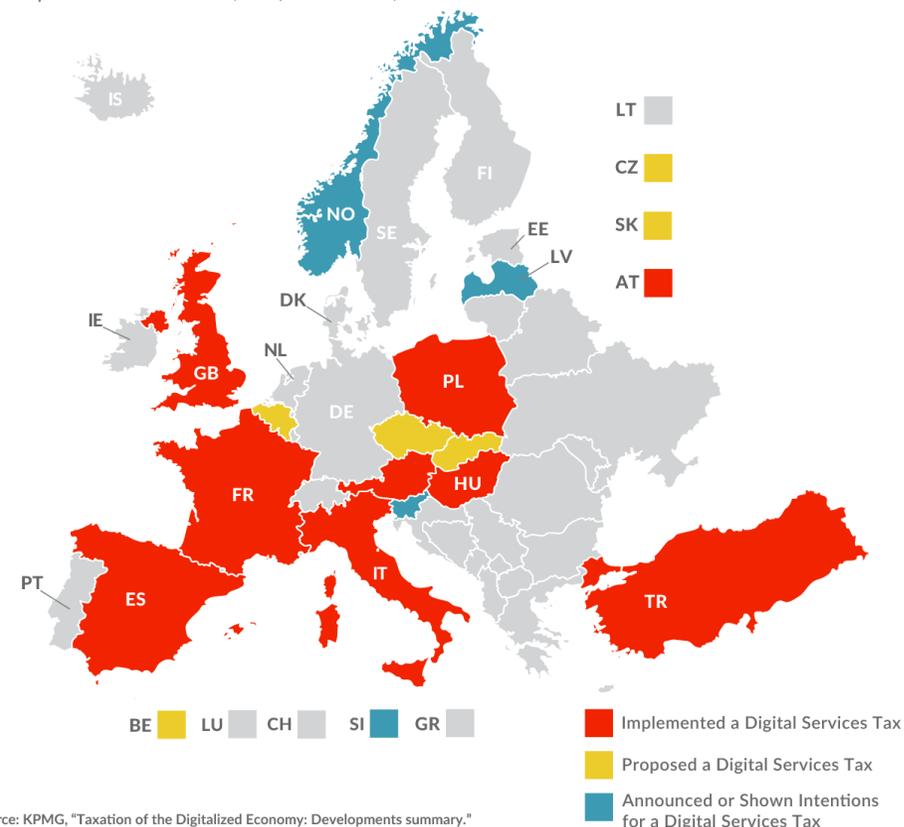
■ デジタル課税 (DST)

- **EU加盟国で独自のDSTが進む。**2020年には英国、スペインで法制化され、それぞれ2020年4月（遡及適用）、2021年1月から適用開始。これでドイツを除くEU主要国はデジタル課税導入済となる。ただし、各国の課税対象と税率には顕著な差異がある。例えば、英国は税率2%、ハンガリーは7.5%（ただし、2022年まで暫定措置として0%）などである。
- **加盟国でのDST導入は、OECDレベルでの合意までの一時的措置**と考えられている。2020年内の予定で交渉が進められてきたが、欧州とGAFAを擁する米国とは対立しており断念した。現在は**2021年半ばが新たな目標**として設定されている。結果次第では欧米間で課税応酬が生じるかもしれない。

■ 欧州のDST (2020年10月14日時点)

What is the Current State of Digital Services Taxes in Europe?

Announced, Proposed, and Implemented Digital Services Taxes in European OECD Countries, as of October 14, 2020



Source: KPMG, "Taxation of the Digitalized Economy: Developments summary."

TAX FOUNDATION

@TaxFoundation

(出典) TaxFoundation

■ デジタルサービス法 (DSA) ・ デジタル市場法 (DMA) ほか

- 欧州委員会が**DSA/DMAの2法案を2020年12月15日に採択**。DSAは電子商取引指令を更新し、デジタルサービス提供者の製品・サービス（コンテンツ等）に対する責任を強化するもの。DMAは公正な競争促進のため、巨大プラットフォームの禁止行為等を規定し、デジタル市場の構造的問題（ティッピング※等）に対処するため欧州委員会に市場調査権限を与えるもの。また、プラットフォームの反競争的行為抑止のため、**全世界売上の最大10%の罰金の可能性**に加え、**問題が継続した場合、構造的措置（事業の一部売却等）の可能性**も盛り込んでいる。**2021年から両法案の協議が開始されるが、プラットフォームに厳しい内容であることから激しい議論になると見られており、施行は最速でも2023年中になると想定する。**

※少しのきっかけで普及率等に爆発的変化が起きる転換点を指す。ここでは、ネットワーク効果により、特定のプラットフォームが市場支配力を得る現象を指す。

- 英国のプラットフォーム政策も2020年11月末～12月にかけて大きく動いた。英国競争当局（CMA）は、巨大プラットフォームを監督する部門（DMU）を設置することを発表したほか、**デジタル市場のための新たな競争促進制度**の概要を提案した。EUのDMAと同様に、**全世界売上の最大10%の罰金の可能性**を盛り込んでいる。英国政府は、**2021年初から立法に向け動き出す**。
- Brexitとはいえ、欧州委員会と英国政府は、互いの政策を参照しつつ、両者平行して立法に向けた協議が進んでいくと思われる。このほか**ドイツでも第10回競争法改正**が予定されており、また、フランスでも2020年2月にワーキングペーパーを発表しておりEUレベルの取組を支援している。
- **2021年は欧州において巨大プラットフォーム規制が具体的に大きく進展**する年になり、日本国内でのプラットフォーム政策に大きく影響すると考えられる。

■ 合併（通信事業者の4to3合併）

- 欧州の通信事業者の多くが競争激化によるモバイルサービスの売上低迷と5G等投資負担などに苦しんでおり、利益率向上の選択肢の一つとして合併を模索してきた。欧州委員会はこれまで特に4to3合併に厳しいスタンスを取ってきたが、グローバル競争に勝ち残っていける「チャンピオン」が生まれにくいいため、どのように方向転換するかが注目されたが、2020年は政策面で特筆すべき動きはなかった。
- 2020年の主な動きは司法判断であった。**2016年の英国3UK・O2合併を欧州委員会が阻止した件について、欧州司法裁判所が欧州委員会の決定を違法とする判決を下した**のである。判決の根拠として、欧州委員会の決定に至る判断にいくつかの誤りがあったことを指摘しており、これまでの欧州委員会の通信事業者の4to3合併の判断基準に修正を加えなければならない状況となった。
- 欧州委員会はこの決定を不服として上訴しており、今後、**最終司法判断**が下される。**欧州委員会が敗訴すれば、欧州通信事業者の4to3合併の動きが活発化する可能性**がある。日本では2020年に楽天が通信事業に参入し、国内MNO4社体制となったが、欧州の司法判断次第では2021年以降の日本の通信政策にも影響すると考えられる。

マルグレーテ・ベステアー
欧州委員会上級副委員長
欧州デジタル化対応総括
兼 競争担当欧州委員

EUプラットフォーム政策・競争法のキーマン
2021年もその舵取りが注目される。





KDDI Research

本レポートに関するお問い合わせは以下よりお願いいたします

<https://www.kddi-research.jp/inquiry.html>